

# ○京都府自治会館管理組合会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則

(令和2年3月30日規則第1号)

(趣旨)

**第1条** この規則は、京都府自治会館管理組合職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例(平成8年京都府自治会館管理組合条例第14号。以下「条例」という。)第18条の規定に基づき、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の勤務時間、休日及び休暇等に関する基準を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に定める会計年度任用職員をいう。
- (2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員をいう。

(1週間の勤務時間)

**第3条** フルタイム会計年度任用職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とする。

- 2 パートタイム会計年度任用の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分に満たない範囲内で、管理者が定める。

(週休日及び勤務時間の割振り)

**第4条** 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)とする。ただし、管理者は、パートタイム会計年度任用職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。

- 2 管理者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の

勤務時間を割り振るものとする。ただし、パートタイム会計年度任用職員については、1週間ごとの期間について、1日につき7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。

**第5条** 管理者は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要がある会計年度任用職員については、前条の規定にかかわらず、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができる。

2 管理者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、4週間ごとの期間につき8日の週休日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上）の週休日を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は必要により、4週間ごとの期間につき8日（パートタイム会計年度任用職員にあっては、8日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上の割合で週休日を設ける場合には、この限りでない。

3 前項の割振りの基準等については、常時勤務を要する職を占める職員（以下「常勤職員」という。）の例による。

（週休日の振替等）

**第6条** 管理者は、会計年度任用職員に第4条第1項又は前条の規定により週休日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、第4条第2項又は前条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この条において「勤務日」という。）を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

2 前項の割振りの基準及び週休日に変更することのできる勤務日の期間等については、常勤職員の例による。

（休憩時間）

**第7条** 条例第6条の規定は、会計年度任用職員の休憩時間について準用する。

（正規の勤務時間以外の時間における勤務）

**第8条** 管理者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において会計年度任用職員に勤務することを命ずることができる。

（育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限）

**第9条** 条例第8条の2の規定は、育児又は介護を行う会計年度任用職員について準用する。

(休日)

**第10条** 条例第9条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(休日の代休日)

**第11条** 管理者は、会計年度任用職員に国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）による休日又は年末年始の休日（以下この項において「休日」と総称する。）である第4条第2項、第5条又は第6条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下この条において「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

2 前項の規定により代休日を指定された会計年度任用職員は、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において、当該代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

3 第1項の規定により代休日の指定をすることのできる勤務日等の期間及び指定の手續等については、常勤職員の例による。

(休暇の種類)

**第12条** 会計年度任用職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(年次有給休暇)

**第13条** 年次有給休暇は、1年度ごとにおける休暇とし、その日数は、1年度において、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 1週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第1の任期の区分ごとに定める日数
- (2) 任期の満了により退職した後に同一年度内においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員又は任期が更新された会計年

度任用職員（次号に掲げる会計年度任用職員を除く。） 当該任用又は更新よりも前の同一年度内における任期の初日から当該任用又は更新により定められた任期の末日までをその者の任期とした場合に、前号を適用して得られる日数（当該年度において同号又はこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が0を下回る場合にあっては、0））

- (3) 任期の満了により退職した後に翌年度においてさらに任用されたことにより、前任用から継続勤務する会計年度任用職員 1 週間の勤務日の日数又は1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ別表第2の継続勤務期間の初日の属する年度から現年度までの年度数の区分ごとに定める日数（当該年度においてこの号の規定により付与された年次有給休暇があるときは、当該付与された日数を減じて得た日数（当該日数が0を下回る場合にあっては、0））

2 年次有給休暇の単位については、常勤職員の例による。

3 管理者は、年次有給休暇を会計年度任用職員の請求する時季に与えなければならない。ただし、請求された時季に年次有給休暇を与えることが公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。

4 1時間を単位として与えた年次有給休暇を日に換算する場合は、勤務日1日当たりの勤務時間（その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間）をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でないパートタイム会計年度任用職員にあっては、勤務日1日当たりの平均勤務時間（全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間）をいう。）をもって1日とする。

5 年次有給休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、20日を限度として、翌年度（年度の途中に付与された年次有給休暇にあっては、翌々年度におけるその付与された月の前月まで）に繰り越すことができる。

（特別休暇）

**第14条** 会計年度任用職員に別表第3の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

- 2 会計年度任用職員に別表第4の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。
- 3 別表第4の第4号及び第5号の休暇(以下この条において「特定休暇」という。)の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。
- 4 1日を単位とする特定休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の全てを勤務しないときに使用するものとする。
- 5 前条第4項の規定は、1時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合について準用する。

(介護休暇)

**第15条** 条例第15条第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（同条第1項に規定する申出の時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上である職（以下「特定職」という。）であつて、引き続き在職した期間が1年以上であり、かつ、当該申出において、指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでないものに限る。）の介護休暇について準用する。この場合において、条例第15条第1項中「6月」とあるのは「93日」と読み替えるものとする。

- 2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

**第16条** 条例第15条の2第1項及び第2項の規定は、会計年度任用職員（初めて同条に規定する休暇の承認を請求する時点において、1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものであつて、特定職に引き続き在職した期間が1年以上であるものに限る。）の介護時間につ

いて準用する。この場合において、条例第15条の2第2項中「2時間」とあるのは「2時間（当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間が2時間を下回る場合は、当該減じた時間）」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

（休暇の承認等）

**第17条** 特別休暇の承認及び休暇の請求等の手続については、常勤職員の例による。

（管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等）

**第18条** 第12条から前条までの規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し管理者が特に必要と認める会計年度任用職員の休暇等については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、別に定めるものとする。

（その他の事項）

**第19条** この規則に規定するもののほか、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇等に関し必要な事項は、管理者が定める。

## **附 則**

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**別表第 1**（第 13 条関係）

|             |                  |         |                    |                    |                   |                  |
|-------------|------------------|---------|--------------------|--------------------|-------------------|------------------|
| 1 週間の勤務日の日数 |                  | 5 日以上   | 4 日                | 3 日                | 2 日               | 1 日              |
| 1 年間の勤務日の日数 |                  | 217 日以上 | 169 日から<br>216 日まで | 121 日から<br>168 日まで | 73 日から<br>120 日まで | 48 日から<br>72 日まで |
| 任期          | 6 月を超え 1 年<br>以下 | 10 日    | 7 日                | 5 日                | 3 日               | 1 日              |
|             | 5 月を超え 6 月<br>以下 | 7 日     | 5 日                | 4 日                | 2 日               | 1 日              |
|             | 4 月を超え 5 月<br>以下 | 5 日     | 3 日                | 2 日                | 1 日               | 1 日              |
|             | 3 月を超え 4 月<br>以下 | 3 日     | 2 日                | 1 日                | 1 日               | 0 日              |
|             | 2 月を超え 3 月<br>以下 | 2 日     | 1 日                | 1 日                | 0 日               | 0 日              |
|             | 1 月を超え 2 月<br>以下 | 1 日     | 0 日                | 0 日                | 0 日               | 0 日              |

備考 この表において、この表の「5 日以上」には、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上を含むものとする。

**別表第 2**（第 13 条関係）

|                                                    |            |         |                    |                    |                   |                  |
|----------------------------------------------------|------------|---------|--------------------|--------------------|-------------------|------------------|
| 1 週間の勤務日の日数                                        |            | 5 日以上   | 4 日                | 3 日                | 2 日               | 1 日              |
| 1 年間の勤務日の日数                                        |            | 217 日以上 | 169 日から<br>216 日まで | 121 日から<br>168 日まで | 73 日から<br>120 日まで | 48 日から<br>72 日まで |
| 継続勤務<br>期間の初<br>日の属す<br>る年度か<br>ら現年度<br>までの年<br>度数 | 1 年度       | 11 日    | 8 日                | 6 日                | 4 日               | 2 日              |
|                                                    | 2 年度       | 12 日    | 9 日                | 6 日                | 4 日               | 2 日              |
|                                                    | 3 年度       | 14 日    | 10 日               | 8 日                | 5 日               | 2 日              |
|                                                    | 4 年度       | 16 日    | 12 日               | 9 日                | 6 日               | 3 日              |
|                                                    | 5 年度       | 18 日    | 13 日               | 10 日               | 6 日               | 3 日              |
|                                                    | 6 年度<br>以上 | 20 日    | 15 日               | 11 日               | 7 日               | 3 日              |

備考 この表において、この表の「5 日以上」には、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上を含むものとする。

**別表第3**（第14条関係）

| 事由                                                                                                                                                                                                                                        | 期間                                                               |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| (1) 会計年度任用職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。                                                                                                                                                  | 必要と認められる期間                                                       |
| (2) 会計年度任用職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。                                                                                                                                                                             | 同上                                                               |
| (3) 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合                                                                                                                                                                   | 7月から9月までの期間における3日以内で管理者の定める期間                                    |
| (4) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合で、会計年度任用職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。<br>ア 会計年度任用職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該会計年度任用職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。<br>イ 会計年度任用職員及び当該会計年度任用職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該会計年度任用職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。 | 7日の範囲内の期間                                                        |
| (5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により会計年度任用職員が出勤することが著しく困難であると認められる場合                                                                                                                                                                           | 必要と認められる期間                                                       |
| (6) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、会計年度任用職員が出勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合                                                                                                                                                      | 同上                                                               |
| (7) 会計年度任用職員の親族（別表第5の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、会計年度任用職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。                                                                                                                                | 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間 |
| (8) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が請求した場合で、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるとき。                                                                                                                                                                               | 当該会計年度任用職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間                                  |
| (9) 会計年度任用職員が結婚する場合で、結婚                                                                                                                                                                                                                   | 管理者の定める期間内における連続す                                                |

|                                                                      |              |
|----------------------------------------------------------------------|--------------|
| 式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。                    | る 5 日の範囲内の期間 |
| (10) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）により交通を制限され又は遮断された場合 | 必要と認められる期間   |

**別表第4**（第14条、第17条関係）

| 事由                                                                                                                                                                                | 期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性の会計年度任用職員が申し出た場合                                                                                                                          | 出産の日までの申し出た期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (2) 女性の会計年度任用職員が出産した場合                                                                                                                                                            | 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| (3) 生後1年に達しない子（条例第8条の2第1項に規定する子をいう。以下同じ。）を育てる会計年度任用職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合                                                                                                 | 1日2回それぞれ30分以内の期間（男性の会計年度任用職員にあっては、その子の当該会計年度任用職員以外の親（当該子について民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該子を現に監護するもの又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により当該子を委託されている同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である者若しくは同条第1号に規定する養育里親である者（同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間） |
| (4) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているものに限る。）が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾 | 1の年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）において5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の定める時間）の範囲内の期間                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                           |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>病の予防を図るために必要なものとして管理者の定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>                                                                                                                               |                                                                                                           |
| <p>(5) 要介護者（条例第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者をいう。以下同じ。）の介護その他の管理者の定める世話を行う会計年度任用職員（1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上継続勤務しているもの）が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> | <p>1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあつては、10日）（勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、管理者の定める時間）の範囲内の期間</p> |
| <p>(6) 女性の会計年度任用職員が生理日における就業が著しく困難なため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>                                                                                                                                        | <p>必要と認められる期間</p>                                                                                         |
| <p>(7) 女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>                                                                                                          | <p>同上</p>                                                                                                 |
| <p>(8) 会計年度任用職員が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合</p>                                                                                                                                    | <p>同上</p>                                                                                                 |
| <p>(9) 会計年度任用職員（6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者（週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。）に限る。）が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（前3号に掲げる場合を除く。）</p>                                     | <p>1の年度において別表第6の定める期間</p>                                                                                 |
| <p>(10) 会計年度任用職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父</p>                                                                                                           | <p>必要と認められる期間</p>                                                                                         |

|                                                                                                            |                                                                                                                                                                |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</p> |                                                                                                                                                                |
| <p>(11) 妊娠中又は出産後１年以内の女性の会計年度任用職員が母子保健法第 10 条に規定する保健指導又は同法第 13 条第 1 項に規定する健康診査を受ける場合</p>                    | <p>妊娠満 23 週までは４週間に 1 回、妊娠満 24 週から満 35 週までは 2 週間に 1 回、妊娠満 36 週から分べんまでは 1 週間に 1 回、産後 1 年まではその間に 1 回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間</p> |
| <p>(12) 妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合</p>                                      | <p>当該会計年度任用職員について定められた勤務時間の始め又は終りにおいて 1 日を通じて 1 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間</p>                                                                                      |

別表第 5

| 親族                 | 日数                                           |
|--------------------|----------------------------------------------|
| 配偶者                | 7 日                                          |
| 父母                 |                                              |
| 子                  | 5 日                                          |
| 祖父母                | 3 日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日） |
| 孫                  | 1 日                                          |
| 兄弟姉妹               | 3 日                                          |
| おじ又はおば             | 1 日（会計年度任用職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7 日） |
| 父母の配偶者又は配偶者の父母     | 3 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、7 日）           |
| 子の配偶者又は配偶者の子       | 1 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、5 日）           |
| 祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母   | 1 日（会計年度任用職員と生計を一にしていた場合にあっては、3 日）           |
| 兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹 |                                              |
| おじ又はおばの配偶者         | 1 日                                          |

**別表第 6**

|                 |         |                    |                    |                   |                  |
|-----------------|---------|--------------------|--------------------|-------------------|------------------|
| 1 週間の勤務日<br>の日数 | 5 日以上   | 4 日                | 3 日                | 2 日               | 1 日              |
| 1 年間の勤務日<br>の日数 | 217 日以上 | 169 日から<br>216 日まで | 121 日から<br>168 日まで | 73 日から<br>120 日まで | 48 日から<br>72 日まで |
| 日数              | 10 日    | 7 日                | 5 日                | 3 日               | 1 日              |

備考 この表の「5 日以上」には、1 週間の勤務日が 4 日以下で 1 週間の勤務時間が 29 時間以上を含むものとする。